

南阿蘇村農業研修生受入協議会阿蘇援農コミュニティープロジェクト補助金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南阿蘇村研修生受入協議会において、東海大学生(以下「学生」という。)が人手不足で悩む村内農家(以下「農家」という。)の日常的な農作業を支援し、農業の知識や技術の習得とともに、農家との交流を図る阿蘇援農コミュニティープロジェクト事業(以下「阿蘇援農プロジェクト」という。)に対して、補助金を交付することにより、交流の促進や地域農業の活性化を図るために定めることを目的とする。

(世話人)

第2条 学生のリーダー役と農家との日程調整や連絡を行うために、旧村ごとに数名の世話人を置くものとする。

(補助対象)

第3条 補助の対象事業、対象者、補助金額、対象経費は、別表第1のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付申請をしようとするときは、阿蘇援農コミュニティープロジェクト補助金等交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、会長に提出するものとする。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに補助事業の成果を記載した阿蘇援農コミュニティープロジェクト事業実績報告書(様式第2号)に必要な書類を添付して、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に規定する実績報告を審査し、適当であると認めるときは、これを受理した日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

(交付の取り消し等)

第5条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請をしたとき。

(3) 会長の指導等に従わないとき。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

別表第1(第2条関係)

本事業における補助の対象は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象者	対象経費 (東海大学から交付される支援金相当額を控除した額とする)	補助金額
農家との交流を目的とした阿蘇援農プロジェクト事業	学生	レンタカー代、鉄道代、バス代等の交通費	実費
		宿泊費	上限3,000円/泊
	農家	送迎時の交通費	南阿蘇村一般職の職員の旅費に関する条例(平成17年南阿蘇村条例第43号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする
		食事代	1,000円/学生の人数
	世話人	報酬	10,000円/年